(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				名簿管理費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
必勝利用料リース代	40,845	H28/1/4	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス㈱	大阪府大阪市中央区城見1丁目3-7	
必勝利用料リース代	40,845	H28/2/3	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス㈱	大阪府大阪市中央区城見1丁目3-7	
この頁の小計	81,690				
その他の支出	18,792				
合計	100,482				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		2．選挙関係費	
				陣中見舞	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
陣中見舞	30,000	H28/1/16	貫井孝道後援会	群馬県佐波郡玉村町大字福島1311-2	
陣中見舞	30,000	H28/1/16	角田こうじ後援会	群馬県佐波郡玉村町大字上之手1704-2	
この頁の小計	60,000				
その他の支出	0				
合計	60,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
				宣伝自動車リース料・維持費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
点検代	14,490	H28/4/20	新井自動車工業㈱	群馬県伊勢崎市茂呂町2丁目2872	
自動車損害賠償責任保険料	26,370	H28/12/7	富士火災海上保険㈱	東京都港区虎ノ門4-3-20	
車検整備代	53,244	H28/12/13	有限会社　岩崎モータース	群馬県桐生市相生町5-503-1	
この頁の小計	94,104				
その他の支出	44,982				
合計	139,086				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
				宣伝広報費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	64,800				
合計	64,800				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		5．政治資金パーティー開催事業費	
				石関貴史君を囲む春の集い開催事業費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
出演料	18,000	H28/4/16	八木節いろは会　千田由枝	群馬県桐生市広沢町間ノ島305-7	
出演料	30,000	H28/4/16	上州境雉子尾太鼓	群馬県伊勢崎市境中島434-2	
司会料	20,000	H28/4/18	大澤　映男	群馬県みどり市笠懸町鹿4516-1	
石関貴史君を囲む春の集い御飲食代、その他	1,456,822	H28/5/10	㈱プリオコーポレーション伊勢崎プリオパレス	群馬県伊勢崎市昭和町3827	
バス代	51,840	H28/5/10	ミニトラベル伊勢崎営業所	群馬県伊勢崎市境798-1	
この頁の小計	1,576,662				
その他の支出	12,800				
合計	1,589,462				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		5．政治資金パーティー開催事業費	
				石関経済倶楽部総会・パーティー開催事業費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
石関貴史君を囲む春の集い御飲食代、その他	288,000	H28/12/16	㈱プリオコーポレーション 伊勢崎プリオパレス	群馬県伊勢崎市昭和町3827	
この頁の小計	288,000				
その他の支出	0				
合計	288,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		6．その他の事業費	
				事業開催費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
デジカメプリント代	10,773	H28/5/10	カメラのキタムラ伊勢崎/連取店	群馬県伊勢崎市連取町3040-1	
お菓子代	14,990	H28/6/21	社会福祉法人　三和会　セルプわたらせ	群馬県桐生市相生町2-925-1	
お菓子代	36,000	H28/6/21	特定非営利活動法人　アーチの会	群馬県伊勢崎市東本町103-11	
<2016年6月21日>会場使用料	75,600	H28/6/22	㈱プリオコーポレーション伊勢崎プリオパレス	群馬県伊勢崎市昭和町3827	
飲料代	16,800	H28/6/22	大沢酒店	群馬県伊勢崎市山王町1230	
飲食代	256,000	H28/7/21	桐生グランドホテル	群馬県桐生市相生町5丁目111	
飲食代	154,520	H28/7/27	(有)天武	群馬県伊勢崎市境771-2	
飲食代金	150,200	H28/8/5	㈱高崎高島屋	群馬県高崎市旭町45	
バス代	62,320	H28/8/10	ミニトラベル伊勢崎営業所	群馬県伊勢崎市境798-1	
会議費	40,500	H28/9/5	㈱プリオコーポレーション伊勢崎プリオパレス	群馬県伊勢崎市昭和町3827	
クッキー詰め合わせ代	56,100	H28/10/28	社会福祉法人三和会　セルプわたらせ	群馬県桐生市相生町2-925-1	
総会会場費	77,300	H28/11/4	㈱プリオコーポレーション伊勢崎プリオパレス	群馬県伊勢崎市昭和町3827	
飲料代	15,120	H28/11/4	大沢酒店	群馬県伊勢崎市山王町1230	
デジカメプリント代	15,876	H28/11/15	カメラのキタムラ伊勢崎/連取店	群馬県伊勢崎市連取町3040-1	
バス旅行代金	1,378,674	H28/11/25	トラベルトピア	群馬県伊勢崎市西久保町2-222-1	
この頁の小計	2,360,773				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		6．その他の事業費	
				事業開催費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
飲食代	82,560	H28/12/13	㈱群馬ロイヤルホテル	群馬県前橋市大手町1-9-7	
この頁の小計	82,560				
その他の支出	17,090				
合計	2,460,423				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		7．調査研究費	
				書籍購入費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
書籍代	12,673	H28/1/25	㈱文研堂書店	東京都千代田区永田町1-6	
書籍代	13,980	H28/4/19	おかめ堂	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第2議員会館地下一階	
この頁の小計	26,653				
その他の支出	48,629				
合計	75,282				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
				寄附	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
金銭以外のものによる寄附相当分	75,000	H28/3/26	維新の党　衆議院群馬県第2選挙区支部	群馬県伊勢崎市曲輪町5-18	光熱水費の無償提供
寄付金	1,000,000	H28/4/8	政党政治研究所	東京都中野区本町1-4-6-501	
寄付金	30,000	H28/7/3	民進党神奈川県参議院選挙区第1総支部	神奈川県横浜市中区住吉町2-26洋服会館3階1号室	
寄附	30,000	H28/7/5	民進党佐賀県参議院選挙区第1総支部	佐賀県佐賀市鍋島6丁目1-9徳島マンション101号	
寄附	30,000	H28/7/8	民進党参議院比例区第69総支部	東京都渋谷区千駄ヶ谷1-20-6JP共済会館内	
寄附金	30,000	H28/7/8	民進党福島県参議院選挙区第3総支部	福島県郡山市虎丸町10-4	
金銭以外のものによる寄附相当分	225,000	H28/12/25	民進党群馬県第2区総支部	群馬県伊勢崎市曲輪町5-18	光熱水費の無償提供
この頁の小計	1,420,000				
その他の支出	0				
合計	1,420,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		9．その他の経費	
				源泉所得税	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
源泉所得税	17,095	H28/1/19	伊勢崎税務署	群馬県伊勢崎市鹿島町562-1	
この頁の小計	17,095				
その他の支出	9,851				
合計	26,946				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		9．その他の経費	
				ETCカード代金	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
ETC利用料金	10,370	H28/2/10	㈱群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194	
ETC利用料金	25,250	H28/3/10	㈱群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194	
ETC利用料金	19,920	H28/4/11	㈱群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194	
ETC利用料金	15,880	H28/6/10	㈱群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194	
ETC利用料金	27,120	H28/7/11	㈱群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194	
ETC利用料金	18,100	H28/8/10	㈱群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194	
ETC利用料金	17,750	H28/9/12	㈱群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194	
ETC利用料金	18,600	H28/10/11	㈱群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194	
ETC利用料金	13,980	H28/11/10	㈱群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194	
ETC利用料金	23,760	H28/12/12	㈱群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194	
この頁の小計	190,730				
その他の支出	17,090				
合計	207,820				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	☐	☑	
イ　建物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☑	☐	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☑	☐	

(その18)

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分	エ　取得の価額が100万円を超える動産
摘　　要	金　　額	年月日	備　　考
自動車	1,296,620	H18/3/31	1台

(その18)

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分	シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金
摘　　要	金　　額	年月日	備　　考
石関貴史	9,500,000		

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成29年　1月　31日

政治団体の名称　石関政経懇話会

会計責任者の氏名　岡崎　　哲也

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成２９年１月２７日

石関政経懇話会

代表　石関　貴史　殿

登録政治資金監査人　西島安史

登　録　番　号　　第　４４７７　号

研修終了年月日　　平成２６年７月１７日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、石関政経懇話会の平成２８年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、石関政経懇話会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

石関政経懇話会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、石関政経懇話会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上